

新旧対照表

○北海道環境影響評価条例施行規則

新				旧			
別表第1 (第2条、第3条関係)				別表第1 (第2条、第3条関係)			
事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 条 例第 2条 第2 項第 5号 に掲 げる 事業 の種 類	ア～カ (略)	(略)	(略)	5 条 例第 2条 第2 項第 5号 に掲 げる 事業 の種 類	ア～カ (略)	(略)	(略)
	キ 太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が4万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電所を設けるもの	(新設)			
	ク 太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	(新設)			
	ケ 風力発電所の設置の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの	キ 風力発電所の設置の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの	
	コ 風力発電所の変更の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	ク 風力発電所の変更の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	
6～16 (略)	(略)	(略)	(略)	6～16 (略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
別表第2 (第27条の2関係)			別表第2 (第27条の2関係)		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1～12 (略)	(略)	(略)	1～12 (略)	(略)	(略)
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	(新設)		
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
15 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。	14 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号	

新			旧		
	ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別			ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
16 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設が設置される敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地面積の10パーセント未満であること。	15 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設が設置される敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。	16 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
18 別表第1の8から16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が修正前の施行区域又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。	17 別表第1の8から16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が修正前の施行区域又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

別表第3（第34条の2関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12 (略)	(略)	(略)
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から

別表第3（第34条の2関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12 (略)	(略)	(略)
(新設)		

新			旧		
		300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。		発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
15 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。	14 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
16 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設の敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地面積の10パーセント未満であること。	15 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設の敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地面積の10パーセント未満であること。
	埋立干拓区域	新たに埋立干拓		16 別表	埋立干拓区域

新			旧		
第1の7の項に該当する対象事業	の位置	区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。	第1の7の項に該当する対象事業	の位置	区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
18 別表第1の8から11まで、15又は16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が変更前の施行区域の面積又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。	17 別表第1の8から11まで、15又は16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が変更前の施行区域の面積又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
19 別表第1の12から14の項に該当する対象事業	造成に係る土地又は施行区域の位置	新たに造成に係る土地となる部分又は新たに施行区域となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。	18 別表第1の12から14の項に該当する対象事業	造成に係る土地又は施行区域の位置	新たに造成に係る土地となる部分又は新たに施行区域となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

新	旧																				
<p>別記様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">第二種事業届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）第 条第 項の規定により、第二種事業について次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 第二種事業の種類及び規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 第二種事業が実施されるべき区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 第二種事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 第二種事業の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）</td> <td></td> </tr> </table>	1 第二種事業の種類及び規模		2 第二種事業が実施されるべき区域		3 第二種事業の名称		4 第二種事業の目的		5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）		<p>別記様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">第二種事業届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）第 条第 項の規定により、第二種事業について次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 第二種事業の種類及び規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 第二種事業が実施されるべき区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 第二種事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 第二種事業の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）</td> <td></td> </tr> </table>	1 第二種事業の種類及び規模		2 第二種事業が実施されるべき区域		3 第二種事業の名称		4 第二種事業の目的		5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）	
1 第二種事業の種類及び規模																					
2 第二種事業が実施されるべき区域																					
3 第二種事業の名称																					
4 第二種事業の目的																					
5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）																					
1 第二種事業の種類及び規模																					
2 第二種事業が実施されるべき区域																					
3 第二種事業の名称																					
4 第二種事業の目的																					
5 第二種事業の概要（第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれるときは、当該工作物の配置計画の概要を含む。）																					

備考

- 1 2の欄の第二種事業が実施されるべき区域は、当該区域を管轄する市町村の名称及び当該区域の地番を記載すること。
なお、当該区域を含む縮尺5万分の1以下20万分の1以上の平面図を添付すること。
- 2 5の欄の第二種事業の概要は、届出を行う時点において把握できる限りにおいて記載すること。
なお、工作物の配置計画の概要については、図面等の添付により、5の欄の記載に代えることができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考

- 1 2の欄の第二種事業が実施されるべき区域は、当該区域を管轄する市町村の名称及び当該区域の地番を記載すること。
なお、当該区域を含む縮尺5万分の1以下20万分の1以上の平面図を添付すること。
- 2 5の欄の第二種事業の概要は、届出を行う時点において把握できる限りにおいて記載すること。
なお、工作物の配置計画の概要については、図面等の添付により、5の欄の記載に代えることができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。